



第7章 構想の実現に向けて



第7章 構想の実現に向けて

将来像を実現するため、まちづくりの方針に基づく各種の施策を進めていきますが、効果的・効率的な推進のための仕組みづくりが重要となります。そのため、以下にまちづくりの推進にあたっての方針を示します。

(1)各主体間の連携強化

本町の将来都市像の実現のためには、町民・地域・民間事業者などが連携してまちづくりを進めることが重要です。本計画の共有化を図るとともに、まちづくりに関する情報の周知、町民のまちづくりへの参加の場の拡大など、各主体の連携の強化につながる取組を行います。



(2)町民主体のまちづくりの支援

まちづくりは、町民が自ら責任を持って取り組むことにより、「地域力」を高め、地域に愛着を持つことへとつながります。そうしたなか、行政主導から町民主体・行政支援への転換期を迎えており、今後は地区まちづくり計画、地区計画の策定など地区単位でのまちづくりの推進、町民が主体となったまちづくり活動への支援やまちづくりへの関心を高めてもらえるような取組、さらに都市計画提案制度*などを推進します。

(3)地区まちづくり協議会の設立の支援

現在、町内に在住・在勤の人たちで組織する「かわじま☆未来塾」が、町の問題や課題について考え、積極的にまちづくり活動を進めているため、この活動の支援を継続するとともに、地区単位の「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域特性に応じたまちづくりを展開します。



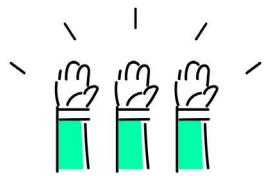
<かわじま☆未来塾>

(4)まちづくり学習*の推進

町民が地域の主人公として地域社会づくりに参画することを目的とする生涯学習と連携して、まちづくり学習の機会を提供します。学校教育の場でのまちづくり学習をはじめ、開発事業・環境保全活動・町の文化や歴史などについて学ぶ勉強会の開催などを推進します。

(5) 庁内体制の整備

まちづくりは広範囲の分野にまたがっており、関係各課の横断的な連携が必要です。本計画の共有化を図るとともに、まちづくりに関する情報の共有化を図ります。また、町に限らず国、県、周辺市町などと連携を図るとともに、協力支援を求める。



(6) 財源の確保と効率的な事業推進

各種の施策の実施にあたっては、必要な財源を確保することが不可欠となります。

厳しさを増す経済・財政状況にあって、多くの予算をまちづくりに投じることは困難ですが、基金の積立て、国や県などの補助制度活用により、財源の確保を図ります。

施策や事業の重点化を図るとともに、民間の資金や経営能力・技術力の活用、場合によっては受益者負担による事業推進なども検討・推進することにより、効率的なまちづくりを進めていきます。

(7) 川島町都市計画マスタープランの進捗管理

本計画に基づく継続したまちづくりを展開していくため、計画（Plan）・実践（Do）・点検・評価（Check）・改善対応（Action）からなる【PDCAサイクル】に基づく計画内容の進捗管理を実施していきます。

国・県の方針転換や社会経済情勢に大きな変化が生じた際などは、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

本計画の進捗管理は、目標年に向けた中間年度である令和13年度（2031年度）を目途に計画全体の「中間見直し」を行うとともに、概ね5年ごとに「進捗確認」を行います。



「進捗確認」では、関連する事業の進度確認のほか、人口推移・土地利用状況など定期的に実施される基礎的調査の結果を確認し、都市の状況把握を行います。

進捗管理の実施にあたっては、関係各課による庁内組織で「進捗確認」を行い、計画内容の改定が必要と判断された場合や「中間見直し」の際には、都市計画審議会^{*}に改定内容の審議を諮ります。

